

千葉県病院局公告第5号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和2年度において、千葉県病院局が発注する建設工事、測量及び設計等の委託、物品の買入れ等並びに役務の提供に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請時期及び申請方法等（以下「必要な資格」という。）について、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第3条第1項の規定により、予定価格が総務大臣の定める区分に応じ総務大臣の定める額以上の額であるもの（以下「特例政令に係る入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めたので、特例政令第4条の規定により次のとおり公告します。

なお、特例政令に係る入札に参加する者以外の者に必要な資格については、令和2年3月16日付け千葉県病院局公告第6号のとおりです。

令和2年3月16日

千葉県病院事業管理者 齋藤 康

1 特例政令に係る入札に参加する者に必要な資格について

特例政令に係る入札に参加する者に必要な資格については、令和2年3月16日付け千葉県公告第182号（以下「入札参加資格公告」という。）に定められているとおりとする。この場合において、入札参加資格公告4の資格審査の申請については、市長への申請をもって千葉県病院事業管理者への申請があったものとし、入札参加資格公告9の資格審査の結果の通知及び資格者名簿の登載等については、市長からの通知をもってこれに代えるものとする。

2 この公告に関する問い合わせ先

千葉県病院局経営企画課総務班

電話 043-245-5749

3 入札参加資格公告に関する問い合わせ先

(1) 工事及び測量・コンサルタント

千葉県財政局資産経営部契約課契約第一班

電話 043-245-5088

(2) 物品及び委託

千葉県財政局資産経営部契約課契約第二班

電話 043-245-5089